

平成28年2月26日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

工事完成払代金の債権譲渡に関する取扱いについて（お知らせ）

工事を受注した建設事業者の方の円滑な資金調達に資するため、工事完成払代金の債権を金融機関等に譲渡することを承諾する際の取扱いについて定めましたので、お知らせします。

1 債権譲渡の承諾の対象

旭川市が発注する建設工事の工事請負契約であり、旭川市建設工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、工事目的物の引渡し完了したものに係る請負代金の支払請求権であること

2 譲渡債権の金額

請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払金の支払額を控除した金額（請負人の履行遅滞の場合における損害金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額であり、かつ1,000万円以上であること

3 債権譲渡先

預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関及び市長が認める金融機関等

4 債権譲渡の申請する際の手続

債権譲渡の承諾を受けようとする請負人は、債権譲渡先と共同して債権譲渡承諾依頼書（様式1）3通を総務部契約課（工事担当）に提出

5 適用年月日

平成28年3月1日以後に引渡し完了した工事に係る債権から適用

詳細は、「工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領」をご覧ください。